

## 「意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針」

# 意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針

## I. 改訂意匠審査基準の構成

### 論点 1 意匠審査基準におけるジュネーブ改正協定対応項目の位置づけ

#### 【ポイント】

ジュネーブ改正協定に対応する項目を、意匠審査基準のどの位置に記載すべきか。

#### 【対応方針】

国際意匠登録出願の審査のための審査基準は、意匠の認定から意匠登録の要件の判断等全ての論点に関わるものであるため、「国際意匠登録出願」として新たに部を設けて記載する。

また、国内出願の審査に影響の生じる部分は、現行の意匠審査基準のそれぞれ対応する箇所に追記・修正をする。

## II. 国際意匠登録出願

### 論点 2 我が国の意匠登録出願とみなされた国際出願（国際意匠登録出願）の審査における適用法

#### 【ポイント】

ジュネーブ改正協定は、ジュネーブ改正協定並びにその下位規則であるハーグ協定共通規則及びハーグ協定に係る出願のための実施細則（以下、これらを合わせて「関連規則類」という。）において、国際出願及び国際登録に係る手続について直接規定する一方、同協定に基づき指定された締約国の官庁が、自国の法令に基づく保護の付与のための条件（出願の形式又は記載事項に関する要件を除く。）を満たしていない場合に国際登録の効果を拒絶することができる旨を規定している（ジュネーブ改正協定第 12 条(1)）。

国際意匠登録出願の審査において前提となる適用法を明確にしておく必要がある。

#### 【対応方針】

意匠法第 60 条の 6 第 1 項は、我が国を指定締約国とするジュネーブ改正協定に基づく国際出願であって、その国際出願に係る国際登録について国際公表がされたものは、国際登録の日になされた意匠登録出願とみなす旨を規定している。

よって、ジュネーブ改正協定第 12 条(1)及び意匠法第 60 条の 6 第 1 項の規定に基づき、国際意匠登録出願についての実体的な要件に係る審査においては、我が国の法令の規定に基づき、国内出願と同様の判断基準で審査を行う必要がある。

## 1. 国際意匠登録出願に係る意匠の認定

### 論点3 国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係

#### 【ポイント】

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願について国際登録簿に記録された事項と我が国の法令に基づき意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項とは、完全には一致していない。

国際意匠登録出願を我が国の意匠登録出願として取り扱う上で、国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係を明確にしておく必要がある。

#### 【対応方針】

意匠法第6条第1項各号の規定により意匠登録出願の願書に記載すべき事項については、意匠法第60条の6第3項の規定に従い、国際登録簿に記録された所定の事項を、当該意匠登録出願の願書に記載すべき事項として取り扱う（表1）。

他方、意匠法第6条第1項各号に定める以外の願書記載事項については、国際登録簿に記録された事項との具体的な対応関係が明示的に規定されていない。

この点、国際意匠登録出願は我が国の意匠登録出願とみなされたものであることから、国際意匠登録出願の審査に際しては、当該国際意匠登録出願に含まれる事項（国際登録簿に記録された事項）のうち意匠法上に具体的な対応関係が明示的に規定されていない事項についても、意匠登録出願の願書記載事項に相当するものとして取り扱う（表2）。

また、我が国において意匠登録を受けようとする者は、意匠法第6条第1項の規定により、願書に「意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面」を添付する必要があるが、意匠法第60条の6第4項は、国際意匠登録出願に係る「国際登録簿に記録された意匠」を第6条第1項の規定により提出した図面に記載された「意匠登録を受けようとする意匠」とみなす旨を規定している。

よって、国際意匠登録出願の場合には、国際登録簿に記録された意匠を記載した図面、すなわち「国際登録簿に記録された意匠の複製物」を、「意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面」に相当するものとして取り扱う（表3）。

〔表1〕 意匠法第60条の6第3項に規定された事項の対応関係

| 国際登録簿に記録された事項                                                                             | 意匠登録出願の願書の記載事項           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 国際登録の対象である意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は国際登録の対象である意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品<br>(ジュネーブ改正協定第5条(1)(iv)) | 【意匠に係る物品】                |
| 国際登録名義人の氏名又は名称及びその住所<br>(ジュネーブ改正協定第5条(1)(ii)、ハーグ協定共通)                                     | 【意匠登録出願人】の氏名又は名称及び住所又は居所 |

|                                                                              |                       |
|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 規則第 7 規則(3)(i)及び(ii)、同第 8 規則(2)(ii)                                          |                       |
| 国際登録の対象である意匠の創作をした者の氏名及びその住所<br>(ジュネーブ改正協定第 5 条(1)(vii)、ハーグ協定共通規則第 11 規則(1)) | 【意匠を創作した者】の氏名及び住所又は居所 |

[表 2] 意匠法第 6 条第 1 項に定める以外の事項の対応関係

| 国際登録簿に記録された事項                                                                            | 意匠登録出願の願書の記載事項                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 出願の対象である意匠の複製物又は特徴についての簡潔な説明<br>(ジュネーブ改正協定第 5 条(2)(b)(ii))                               | 【意匠の説明】又は<br>【意匠に係る物品の説明】<br>※国際意匠登録出願においては、これらの区別なく、いずれも【意匠の説明】の欄に記載される。 |
| 本出願若しくは本登録又は本意匠の表示<br>(ジュネーブ改正協定第 5 条(1)(vii)、ハーグ協定共通規則第 7 規則(5)(f)、ハーグ協定実施細則第 407 節(a)) | 【本意匠の表示】                                                                  |
| 新規性喪失の例外に関する宣言<br>(ジュネーブ改正協定第 5 条(1)(vii)、ハーグ協定共通規則第 7 規則(5)(f)、細則第 408 節(c)(i))         | 【特記事項】の欄の「意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」の記載                           |
| 先の出願の優先権を主張する旨の申立て<br>(ジュネーブ改正協定第 6 条(a)、ハーグ協定共通規則第 7 規則(5)(c))                          | 【パリ条約による優先権等の主張】                                                          |

[表 3] 意匠の複製物と図面との対応関係

|                                           |                       |
|-------------------------------------------|-----------------------|
| 国際登録簿に記録された意匠の複製物<br>(共通規則第 15 規則(2)(ii)) | 意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面 |
|-------------------------------------------|-----------------------|

以下、国際意匠登録出願において、意匠法第 6 条第 1 項の規定により提出した願書に記載されたと認められるものを「国際意匠登録出願に係る願書の記載」、意匠法第 6 条第 1 項の規定により提出した図面に記載されたと認められるものを「国際意匠登録出願に係る図面の記載」という。

#### 論点 4 国際意匠登録出願に係る意匠の認定

##### 【ポイント】

国際意匠登録出願に係る意匠の認定は、どのように行ふべきか。

##### 【対応方針】

国際意匠登録出願に係る意匠の認定は、国際意匠登録出願の願書又は図面の記載に関する上記取扱いに留意しつつ、国内の意匠登録出願に係る意匠の認定（意匠審査基準第 1 部第 2 章参照）の基準を適用して行ふ。

なお、国際意匠登録出願に係る願書の記載に関しては、英語で表記された記載に基づいて認定を行う。

## 2. 意匠登録の要件

### 2. 1 工業上利用することができる意匠

#### 2. 1. 1 意匠が具体的なものであること

## **論点5** 国際意匠登録出願の場合における、意匠が具体的なものであるか否かの判断【ポイント】

国内出願では、願書及び図面等の形式及び記載事項に関する要件が、意匠法第6条及び意匠法施行規則で定める様式の備考等において規定されている。

一方、国際意匠登録出願の元となる国際出願が満たすべき形式及び記載事項に関する要件は、ジュネーブ改正協定及び関連規則類において規定されており、ジュネーブ改正協定第8条(1)の規定により、これら国際出願の形式及び記載事項に関する要件についての審査は、国際事務局が行うこととなっている。また、ジュネーブ改正協定第12条(1)ただし書の規定により、指定締約国は、自国の法令が規定する形式又は記載事項についての要件を満たしていないことを理由に、国際登録の効力を拒絶することができない。

国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載が、意匠法第6条又は意匠法施行規則で定める様式の備考等の要件に合致しないものである場合に、どのように取り扱うか。(例えば、立体の意匠の場合において、正投影図法により作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図からなる一組の図が揃っていないもの。)

### 【対応方針】

我が国において意匠登録を受けようとする意匠について、国内出願か国際意匠登録出願かの違いにより、求められる意匠の開示の水準に違いが生じることは妥当ではない。よって、国際意匠登録出願の場合においても、国内出願の審査基準に準じて、意匠が具体的なものであるか否かの判断を行う。

すなわち、意匠が具体的なものであるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載から意匠登録を受けようとする具体的な一の意匠の内容（以下の①及び②）を直接的に導き出すことができないなければならない。

①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能

②意匠に係る物品の形態

この点、国際意匠登録出願には、国内出願が満たすべき願書及び図面等の形式及び記載事項に関する要件が課されるものではないが、国際意匠登録出願の審査においても、その出願に係る願書及び図面の記載が意匠審査基準 21.1.2 (1) ①～⑱に掲げる記載不備を有すると同様の状態にあり、当該国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載を総合的に判断したとしても、結果として具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出すことができない場合には、意匠が具体的なものとは認められない。

2. 2 新規性

2. 3 創作非容易性

**論点 6** 意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用判断における、国際意匠登録出願の出願日と同日に公知になった意匠等の扱い

**【ポイント】**

意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用上、公知の意匠等が意匠登録出願前に公知になったものであるか否かは、その意匠登録出願の時分も考慮して判断する（意匠審査基準 22.1.1.1 及び 22.1.2.1 参照）。しかしながら、ジュネーブ改正協定第 14 条(1)及び意匠法第 60 条の 6 第 1 項の規定により、国際意匠登録出願の出願日は日単位で特定され、その時分までは特定し得ない。

意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用判断において、国際意匠登録出願の出願日と同日に公知となった意匠等をどのように扱うか。

**【対応方針】**

国際意匠登録出願の出願日は日単位で特定され、その時分までは特定し得ないことから、同日における時分単位での先後関係が明らかでない場合には意匠法第 3 条第 1 項第 2 号の規定を適用しないとの国内出願に関する整理を踏まえ（意匠審査基準 22.1.2.5（2）参照）、公知の意匠等の公知日と国際意匠登録出願の出願日とが同日の場合には、当該公知の意匠等を、国際意匠登録出願についての意匠法第 3 条第 1 項各号及び同条第 2 項の規定による拒絶の根拠とはしない。

なお、外国において公知になった意匠等の場合は、その国又は地域において公知になった時間を日本時間に換算して判断する。（意匠審査基準 22.1.1.1 及び 22.1.2.1 の（注）参照）

2. 4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

**論点 7** 意匠法第 3 条の 2 の適用判断における、国際意匠登録出願の出願日と同日に公開された先願の意匠の扱い

**【ポイント】**

意匠法第 3 条の 2 の規定の適用判断における、国際意匠登録出願の出願日と同日に意匠公報が発行された先願の意匠をどのように扱うか。

**【対応方針】**

意匠法第 3 条の 2 の規定は、国際意匠登録出願の場合においても、国内出願の場合と同様、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報の発行日（同日を含む。）までに出願された国際意匠登録出願に適用する（意匠審査基準 24.1.7 参照）。

すなわち、先願の意匠公報への掲載日と国際意匠登録出願の出願日とが同日の場合には、当該先願の意匠を意匠法第 3 条の 2 の規定に基づく拒絶の根拠とする。（ただし、国際意匠登録出願と先願の出願人が同一の者である場合を除く。）

### 3. 新規性喪失の例外の特例

#### 3. 1 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための具体的な手続

#### **論点8** 国際意匠登録出願の場合における、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための手続

##### 【ポイント】

意匠法第60条の7は、自国を指定する国際登録の内容を指定締約国が知り得るのは国際公表の日以降であることに鑑み、国際意匠登録出願の場合には、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面、及び、第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った意匠が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（以下、「証明する書面」という。）を、意匠法第4条第3項の規定にかかわらず、国際公表があった日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる旨を規定している。

意匠法第4条第2項の規定を適用する上で、国際意匠登録出願に求められる具体的手続は何か。

##### 【対応方針】

国際意匠登録出願について意匠法第4条第2項の規定を適用するためには、以下のすべての手続がなされている必要がある。

- ①意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面が、国際公表があった日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出されている（意匠法第60条の7）。又は、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願にその旨が記載されている（ハーグ協定実施細則第408節(c)、意匠法施行規則第19条第2項で準用する特許法施行規則第27条の4）。
- ②証明する書面が、国際公表があった日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出されている（意匠法第60条の7）。
- ③意匠法施行規則第1条に規定する様式第1による新規性の喪失の例外証明書提出書が提出されている。

### 4. 一意匠一出願

#### 4. 1 国際登録における意匠の単位と意匠法第7条との関係

#### **論点9** 国際登録時に一意匠とされた意匠に基づく国際意匠登録出願に、意匠法第7条に基づき複数の意匠が含まれていると判断される場合の扱い

##### 【ポイント】

意匠法第7条は、意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならないとして、一意匠一出願の原則を規定している。

また、意匠法第60条の6第2項は、二以上の意匠を包含する国際出願について、我が国においては国際登録の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願（国際意匠登録出願）とみなすことを規定している。

国際登録の対象である意匠ごとに出願されたとみなされた国際意匠登録出願が、意匠法第7条に基づけば二以上の意匠を含むと判断される場合、どのように扱うか。

### 【対応方針】

意匠法第 60 条の 6 第 2 項に規定する「国際登録の対象である意匠」とは、国際事務局の判断に基づく国際登録における意匠の単位を意味しており、我が国意匠法第 7 条に基づき意匠法施行規則別表第一で定める物品の区分による意匠の単位を直接的に意味するものではない。

よって、国際意匠登録出願の意匠が意匠法第 7 条に照らして意匠ごとに出願されていないと判断される場合には、意匠法第 7 条の拒絶理由を通知する。

#### 4. 2 経済産業省令で定める物品の区分によらないもの

### **論点 1 0** 国際意匠登録出願が、意匠法施行規則で定める物品の区分によりされていないと判断される場合の扱い

#### 【ポイント】

国際意匠登録出願では、【意匠に係る物品】の欄が英語で記載され、また、ロカルノ国際意匠分類の物品リストに基づくものなど、意匠法施行規則別表第一で定める物品の区分又はそれと同程度の区分に該当しないものが記載されることが想定される。

このような意匠法施行規則別表第一で定める物品の区分又はそれと同程度の区分によるものと認められない国際意匠登録出願をどのように扱うか。

#### 【対応方針】

意匠法第 7 条は、設定する権利内容の明確化という観点から定められたものであり、【意匠に係る物品】の欄の記載は、その記載如何によっては、物品の用途及び機能において非常に広汎な意匠について意匠登録出願を認めることと同一の結果を生ずる恐れがあるため、国際意匠登録出願の場合にも、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分によることが求められる。

よって、意匠法第 7 条に規定する、経済産業省令で定める物品の区分によるものであるか否かの判断は、【意匠に係る物品】の欄の表記言語が英語でなければならないことを除き、国内出願の審査基準に準じて行う。

#### 5. 個別の意匠登録出願

##### 5. 1 部分意匠

### **論点 1 1** 「保護を求めないもの」が表されている国際意匠登録出願の扱い

#### 【ポイント】

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願では、複製物中には図示されるが保護を求めないもの（意匠の一部や背景その他のものを含む。）について、説明において、又は、点線若しくは破線又は着色により表すことが認められている（ハーグ協定共通規則第 9 規則(2)(b)、ハーグ協定実施細則第 403 節）。

我が国の部分意匠制度との関係において、「保護を求めないもの」が表された国際意匠登録出願をどのように扱うか。

#### 【対応方針】

我が国意匠法における部分意匠は、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこ

これらの結合として定義され（意匠法第 2 条第 1 項）、部分意匠についての意匠登録出願を行う際には、願書及び図面の記載等において、意匠に係る物品のうち「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分（意匠登録を受けようとする部分以外の部分）」を特定する必要がある（意匠法施行規則様式第 6 備考 11、同様式第 8 備考 3）。

ジュネーブ改正協定及び関連規則類に基づく「保護を求めないもの」の表現は、我が国意匠法において明示的に予定されたものではないが、ジュネーブ改正協定に基づく国際登録制度の趣旨を踏まえ、「保護を求めないもの」が表された国際意匠登録出願のうち、当該「保護を求めないもの」が、意匠に係る物品のうちの「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」に相当し、その結果、「意匠登録を受けようとする部分」を特定することができるもの、すなわち、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとする出願であると認めることが適当なものについては、我が国における部分意匠の意匠登録出願として取り扱う。

#### 5. 1. 1 部分意匠の国際意匠登録出願に係る意匠の認定

### **論点 1 2** 国際意匠登録出願における、部分意匠の意匠登録出願であること、及び、意匠登録を受けようとする部分の認定

#### **【ポイント】**

国内出願では、物品の部分について意匠登録を受けようとする場合、願書に「【部分意匠】」の欄を設け（意匠法施行規則様式 2 備考 8）、図面において意匠登録を受けようとする部分を実線で、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する必要がある（意匠法施行規則様式 6 備考 11）、国内出願の場合には、全体意匠又は部分意匠の別、及び、部分意匠の場合には「意匠登録を受けようとする部分」について明示すべき義務が出願人に課せられている。

しかしながら、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願では、複製物中には図示されるが保護を求めないものについて、説明において、又は、点線若しくは破線又は着色により表すことができる一方（ハーグ協定共通規則第 9 規則(2)(b)、ハーグ協定実施細則第 403 節）、出願様式には【部分意匠】の欄の記載が認められておらず、また、例えば複製物中に図示された背景について保護を求めないものとするような場合もある。よって、「保護を求めないもの」について何らかの記載がある国際意匠登録出願の場合に、そのことのみをもって、当該国際意匠登録出願を我が国における部分意匠の意匠登録出願として一義的に結び付けることはできない。

国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載に「保護を求めないもの」が含まれている場合に、部分意匠の意匠登録出願に該当するか否かをどのように判断すべきか。

#### **【対応方針】**

国際意匠登録出願の場合には、ハーグ協定共通規則第 9 規則(2)(b)及びハーグ協定実施細則第 403 節の規定にしたがって表された図面の記載及び【意匠の説明】の

欄の記載を総合的に判断した場合に、国際意匠登録出願に係る意匠が我が国意匠法における部分意匠に相当することを当然に導き出すことができる場合にのみ、当該国際意匠登録出願を部分意匠の意匠登録出願であると認定する。

部分意匠の国際意匠登録出願であると認められるためには、原則として、図面及び【意匠の説明】の欄双方の記載において、当該国際意匠登録出願が物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合についてされたものであることが明確に示されている必要があり、かつ、以下の点について明確に認定することができる必要がある。

- ①部分意匠の意匠に係る物品
- ②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ及び範囲
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の形態

国際意匠登録出願に係る意匠が、我が国意匠法における部分意匠に相当すると判断した場合、審査官は、【部分意匠】の欄に記載すべきものと認め、出願人の手続補正により、又は審査官が、【部分意匠】の欄を追記する。(他に拒絶の理由等がない場合、【部分意匠】の欄を追加するためだけの手続補正は要さない。)

#### 5. 1. 2 部分意匠に関する意匠登録の要件

##### 5. 1. 2. 1 意匠が具体的なものであること

### **論点 13 「保護を求めないもの」が意匠に係る物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に相当するかどうか不明確な場合の扱い**

#### **【ポイント】**

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願では、複製物中には図示されるが保護を求めないものとして、例えば上衣の意匠をトルソーに着用させたような状態で表しつつ、当該トルソー部分を「保護を求めないもの」として破線等で記載することも可能となっている（ハーグ協定共通規則第9規則(2)(b)、ハーグ協定実施細則第403節）。

国際意匠登録出願に係る図面の記載上、「保護を求めないもの」として、意匠に係る物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に相当するかどうか不明確なものが表されている場合に、どのように扱うか。

#### **【対応方針】**

国内出願については、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合には、意匠が具体的なものとは認めていない（意匠審査基準21.1.2）。

国際意匠登録出願に係る図面の記載に意匠に係る物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に相当するかどうか不明確なものが含まれている場合の判断も、国内出願に関する審査基準に準じて行い、例えば、全体意匠の意匠登録出願か部分意匠の意匠登録出願かが不明確な場合や、意匠登録を受けようとする意匠の形態が十分に開示されていない場合など、国際意匠登録出願に係る願書の記載及び図面を総合的に判断したとしても具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出

せない場合には、意匠が具体的なものとは認められない。

#### 5. 1. 3 部分意匠の国際意匠登録出願に関する要旨の変更

### **論点 1 4** 図面中で「保護を求めないもの」として表された、意匠に係る物品に対して付加的な要素を表す破線等を削除する補正の扱い

#### **【ポイント】**

国際意匠登録出願に係る図面の記載において、「保護を求めないもの」として破線等で表されたものが、意匠に係る物品の全体の形態に対して付加的な要素であった場合、当該意匠を構成しない破線等を削除する補正をどのように扱うか。

#### **【対応方針】**

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願では、複製物中には図示されるが保護を求めないもの（意匠の一部や背景その他のものを含む。）について、説明において、又は、点線若しくは破線又は着色により表すことができることを踏まえ（ハーグ協定共通規則第 9 規則(2)(b)、ハーグ協定実施細則第 403 節）、国際意匠登録出願の【意匠の説明】の欄及び図面の記載を総合的に判断した場合に、意匠に係る物品の全体の形態に対して付加的な要素のみを保護を求めないものとして破線等で表していたと認められる場合には、当該破線等を削除する補正は、出願当初の国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載について要旨を変更しないものと取り扱う。

#### 5. 2 組物の意匠

##### 5. 2. 1 組物の意匠と認められる要件

### **論点 1 5** 意匠法第 8 条の適用判断における、英語で記載された「意匠に係る物品」の扱い

#### **【ポイント】**

意匠法第 8 条は、同時に使用される二以上の物品であって組物を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができることを規定している。また、組物の意匠としては、意匠法施行規則別表第二において限定的に列举されたもののみが認められる。

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願により、英語で記載された組物の意匠の国際意匠登録出願がなされることが想定される。

組物の意匠の国際意匠登録出願がなされた場合、どのように扱うか。

#### **【対応方針】**

意匠法第 60 条の 6 第 1 項は、同項の要件を満たす国際出願を意匠登録出願とみなすことを規定していることから、国際意匠登録出願における意匠法第 8 条の適用判断は、国内出願に関する審査基準（意匠審査基準 72.1.1）に準じて行う。

国際意匠登録出願に係る意匠が、我が国意匠法第 8 条に基づき組物の意匠として意匠登録を受けるためには、意匠に係る物品が意匠法施行規則別表第二に掲げる組物に該当するものでなければならないが、国際意匠登録出願の場合の言語は英語であるため、【意匠に係る物品】の欄に「a set of ～」のように記載されていればよい。この場合、【意匠に係る物品】の欄の記載は、英語表記による記載が、意匠法施行

規則別表第二に掲げる組物のいずれかに相当すると認められることを確認する。また、図面の記載において組物を構成する適当な構成物品の形態が示されており、これらの記載から組物の意匠について意匠登録を受けようとするものであることが明らかであることを要する。

## 6. 国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の補正

### 6. 1 補正の却下

#### 6. 1. 1 要旨の変更

### **論点 1 6** 国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載についての補正がこれらの要旨を変更するものであるか否かの判断

#### 【ポイント】

意匠法第 17 条の 2 第 1 項は、願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、その補正を却下しなければならないことを規定している。

国際意匠登録出願についてされたどのような補正を、要旨を変更するものと扱うか。

#### 【対応方針】

意匠法第 60 条の 6 第 3 項及び第 4 項の規定により、意匠法第 6 条第 1 項の規定により提出した願書に記載された事項及び図面に記載された意匠登録を受けようとする意匠とみなされた国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載についてした補正が、これらの要旨を変更するものであるか否かの判断は、当該補正が、その国際意匠登録出願の出願日（国際登録の日）において国際登録簿に記録された事項及び意匠の内容（以下、「出願当初の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載」という。）の要旨を変更するものであるかどうかの観点から行う。

具体的には、国内出願の審査基準に準じて（意匠審査基準 82.1.2.1）、以下の場合については要旨を変更する補正であると判断する。

- ①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
- ②出願当初の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載からは不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

なお、国際出願の際に求められる出願の形式及び記載方法に関する要件は、我が国の法令に基づき願書及び図面に記載すべき事項についての要件と完全に一致するものではないことから、国際意匠登録出願に係る意匠について要旨の変更の判断を行う際には、出願当初の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載から、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて導き出される意匠の要旨、すなわち、出願当初における意匠登録を受けようとする意匠の内容を十分に把握した上で判断すべきことに留意する。

また、国際意匠登録出願に係る願書の記載についてされた補正については、英語による記載を基礎として要旨の変更か否かを判断することを原則とするが、国際出願の言語として英語以外の言語（フランス語又はスペイン語）を用いた国際意匠登

録出願の場合、国際事務局が作成した英語翻訳による記載ではなく、国際出願の言語による記載を参酌すればその補正が要旨を変更するものでないことが釈明された場合には、当該補正を要旨を変更するものではないと認めることができる。

#### 7. パリ条約による優先権等の主張の手續

##### 7. 1 パリ条約による優先権等の主張の効果

##### 7. 1. 1 パリ条約による優先権等を主張するための手續

### **論点 1 7** 国際意匠登録出願の場合における、パリ条約による優先権等を主張するための手續

#### 【ポイント】

意匠法第 15 条第 1 項で準用する特許法第 43 条は、パリ条約に基づく優先権を主張しようとする者は、その旨を記載した書面を出願と同時に特許庁長官に提出し、必要な関係書類（優先権証明書）を所定の期間内に特許庁長官に提出すべきことを規定している。

一方、国際意匠登録出願の場合における優先権の主張については、締約国に対する出願手續の一元化という協定の趣旨に鑑み、ジュネーブ改正協定第 6 条(1)の規定による国際事務局経由の手續に一元化されることとなった(意匠法第 60 条の 10)。

パリ条約による優先権等を主張する際に、国際意匠登録出願に求められる具体的手續は何か。

#### 【対応方針】

ジュネーブ改正協定に基づく国際出願は、ジュネーブ改正協定第 6 条(1)の規定により、パリ条約による優先権等の主張を含めることができるため、国際意匠登録出願の場合には、意匠法第 60 条の 10 第 1 項の規定により、特許庁長官に対して優先権を主張する旨を記載した書面を提出することを要しない。

他方、国際意匠登録出願の場合であっても、国際公表があった日から経済産業省令で定める期間内に特許法第 43 条第 2 項及び第 3 項に規定する書類（優先権証明書）が特許庁長官に提出されなければならない、その提出がない場合には、当該優先権の主張はその効力を失う（意匠法第 60 条の 10 第 2 項）。

なお、意匠法第 15 条第 1 項で準用する特許法第 43 条の 3 第 2 項に規定する「特定国」（パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれでもない国）についての優先権の主張は、ジュネーブ改正協定第 6 条(1)の規定により認められていないため、国際意匠登録出願においても認められない（意匠法第 60 条の 10 第 1 項）。

#### 7. 2 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件

### **論点 1 8** 国際意匠登録出願の場合における、我が国の国内出願を基礎とした優先権の主張の効果

#### 【ポイント】

パリ条約第 4 条 A(1)は、いずれかの同盟国において正規に意匠の登録出願等をした者又はその承継人は、他の同盟国において出願をすることに関し、所定の期間中優先権を有することを規定している。

国際意匠登録出願において、我が国の国内出願を基礎とする優先権の主張がなされた場合に、当該優先権の主張の効果をどのように扱うか。

#### 【対応方針】

国際意匠登録出願の場合における我が国の国内出願を基礎とした優先権の主張の手續は、パリ条約第4条A(1)の規定にいう「他の同盟国において出願をすること」には該当しないため、当該優先権の主張による効果は認めない。

### Ⅲ. 国内出願の審査に関する審査基準

#### 第2部 意匠登録の要件

##### 第2章 新規性

##### 第3章 創作非容易性

#### 論点19 国際公表された意匠の扱い

##### 【対応方針】

国際事務局が国際意匠公報により国際公表した意匠は、意匠法第3条第1項第2号に掲げる、日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠として扱う。

国際公表された意匠を根拠とする新規性及び創作非容易性の適用判断については、他の公知意匠等と同様、当該国際公表の時分も考慮し、国際事務局が所在するスイスにおいて公衆に利用可能となった時間を日本時間に換算して行う。（意匠審査基準22.1.2.8.2（1）の（注）参照）

#### 第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

#### 論点20 他の出願が国際意匠登録出願である場合の、意匠法第3条の2の規定の適用における先後の判断

##### 【ポイント】

意匠法第3条の2の適用判断において、他の出願が国際意匠登録出願である場合に、当該出願が「意匠登録出願の日前」にされたものであるか否かをどのように判断するか。

##### 【対応方針】

他の出願が国際意匠登録出願である場合、意匠法第60条の6第1項の規定により、当該出願がされたとみなされた日（国際登録の日）を我が国における国際意匠登録出願の出願日として、意匠法第3条の2の規定における「意匠登録出願の日前」にされたものであるか否かの判断を行う。

**論点 2 1** 他の出願が国際意匠登録出願である場合の、意匠法第9条の規定の適用における先後の判断

**【ポイント】**

意匠法第9条の適用判断においては、同一又は類似の意匠についてされた二以上の意匠登録出願がある場合、それらが異なった日にされたものであるか、同日にされたものであるかを判断する必要がある。

意匠法第9条の適用判断において、同一又は類似の意匠についてされた二以上の意匠登録出願に国際意匠登録出願が含まれている場合、当該国際意匠登録出願が、他出願と異なった日にされたものであるか、同日にされたものであるかをどのように判断するか。

**【対応方針】**

同一又は類似の意匠についてされた二以上の意匠登録出願に国際意匠登録出願が含まれている場合、意匠法第60条の6第1項の規定により、当該出願がされたとみなされた日（国際登録の日）を我が国における国際意匠登録出願の出願日として、意匠法第9条の適用判断を行う。

**論点 2 2** 国際意匠登録出願に係る意匠について、その元となる国際登録の放棄若しくは限定がなされた場合又は国際登録の更新がなされなかった場合における、意匠法第9条の適用判断

**【ポイント】**

意匠法第9条第3項は、意匠登録出願が取り下げられたときは、その意匠登録出願が意匠法第9条第1項及び第2項の規定にいう、いわゆる先願の地位を有さない旨を規定しており、意匠法第60条の14第1項は、国際意匠登録出願について、その基礎とした国際登録が消滅したときは取り下げられたものとみなすことを規定している。

また、ジュネーブ改正協定第16条(1)(iv)及び(v)は、国際登録に関し、指定締約国の一部又は全部について放棄すること及び指定締約国の一部又は全部について国際登録の対象である一又は二以上の意匠を限定することが可能であることを、ジュネーブ改正協定第17条(2)は、国際登録について更新の手続が必要であることを規定している。

国際登録に関し、放棄若しくは限定がされた場合又は更新がなされなかった場合に、当該国際登録を元とする国際意匠登録出願についての意匠法第9条第1項及び第2項の規定の適用をどのように行うか。

**【対応方針】**

国際登録に関し、ジュネーブ改正協定第16条(1)(iv)若しくは(v)の規定による放棄若しくは限定がされた場合又はジュネーブ改正協定第17条(2)の規定による更新がなされなかった場合には、当該国際登録は消滅することとなる。

よって、当該消滅した国際登録を元とする国際意匠登録出願は、意匠法第60条の14第1項の規定に基づき取り下げられたものとみなされることから、意匠法第

9 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、他の出願に対する拒絶の根拠とならない。

#### 第 7 部 個別の意匠登録出願

##### 第 3 章 関連意匠

### **論点 2 3 関連意匠の後日出願と国際公表との関係**

#### **【対応方針】**

意匠法第 10 条第 1 項は、関連意匠として意匠登録を受けるための条件として、関連意匠の意匠登録出願が、本意匠の出願日以後であって本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願されたものであることを規定している。

意匠法第 10 条第 1 項の規定にいう意匠公報は、意匠法第 20 条第 3 項の規定により本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報（ただし、秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）であるから、国際意匠登録出願に係る国際公表の国際意匠公報は、関連意匠の適用判断における意匠公報とは取り扱わない。

#### 第 10 部 パリ条約による優先権等の主張の手続

### **論点 2 4 ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を基礎とする優先権の主張の効果**

#### **【ポイント】**

我が国の意匠登録出願において、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を基礎とする優先権が主張された場合、当該優先権の主張の効果をどのように扱うか。

#### **【対応方針】**

パリ条約第 4 条 A(2)は、各同盟国の国内法令又は同盟国の間で締結された多数国間の条約により正規の国内出願とされるすべての出願は、優先権を生じさせると規定している。

また、ジュネーブ改正協定第 6 条(2)は、国際出願は、その出願日から、出願の結果のいかんを問わず、パリ条約第 4 条に規定する正規の出願と同等のものとすることを規定している。

よって、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願は、その指定国の如何を問わず、パリ条約第 4 条 A(2)の規定にいう「多数国間の条約により正規の国内出願とされるすべての出願」に該当するものと認められるため、当該優先権の主張による効果を認める。

## **IV. 審査の進め方**

#### 第 11 部 審査の進め方

### **論点 2 5 ジュネーブ改正協定第 12 条(2)に規定する国際登録の効果の拒絶を通報すべき場合**

#### **【ポイント】**

ジュネーブ改正協定第 12 条(1)は、指定締約国の官庁に対して、国際登録の対象

である意匠の一部又は全部が当該指定締約国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合に、当該国際登録の一部又は全部の効果を拒絶する権利を認めている。

「指定締約国の法令に基づく保護の付与の条件を満たしていない場合」として、どのような場合に拒絶の通報を行うべきか。

#### 【対応方針】

国際意匠登録出願が、我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしているとはいえない以下の場合には、拒絶の通報を行う。

- ① 国際意匠登録出願が拒絶理由（意匠法第 17 条各号）に該当する場合
- ② 国際意匠登録出願に関する手続又は処分の確定を待つ必要がある場合
- ③ 国際意匠登録出願以外の出願に関する処分の確定を待つ必要がある場合

なお、意匠法第 19 条で準用する特許法第 50 条の規定に基づく拒絶の理由の通知は、国際事務局に対する拒絶の通報を介して行う。

### **論点 2 6** 拒絶の通報に記載すべき、拒絶の根拠となる理由の範囲

#### 【ポイント】

ジュネーブ改正協定 12 条(2)(b)は、拒絶の通報には、当該拒絶の根拠となる全ての理由を記載すべき旨を規定している。

拒絶の通報に記載すべき、拒絶の根拠となる理由の範囲を、どのように取り扱うか。

#### 【対応方針】

ジュネーブ改正協定第 12 条(2)(b)の規定が定める拒絶の通報に記載すべき全ての理由としては、国内出願の場合の拒絶理由の通知に関する審査基準及び現行運用を前提として、当該拒絶の通報を行う時点で提示し得る範囲の理由であり、同時に通知することが合理的な範囲で複数の理由を通報する。

以上

改訂意匠審査基準

目次

|                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 第 1 部                    | 願書・図面                     |
| 第 1 章                    | 意匠登録出願                    |
| 第 2 章                    | 意匠登録出願に係る意匠の認定            |
| 第 2 部                    | 意匠登録の要件                   |
| 第 1 章                    | 工業上利用することができる意匠           |
| 第 2 章                    | 新規性                       |
| 第 3 章                    | 創作非容易性                    |
| 第 4 章                    | 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外  |
| 第 3 部                    | 新規性の喪失の例外                 |
| 第 4 部                    | 意匠登録を受けることができない意匠         |
| 第 5 部                    | 一意匠一出願                    |
| 第 6 部                    | 先願                        |
| 第 7 部                    | 個別の意匠登録出願                 |
| 第 1 章                    | 部分意匠                      |
| 第 2 章                    | 組物の意匠                     |
| 第 3 章                    | 関連意匠                      |
| 第 4 章                    | 画像を含む意匠                   |
| 第 8 部                    | 願書・図面等の記載の補正              |
| 第 1 章                    | 補正                        |
| 第 2 章                    | 補正の却下                     |
| 第 9 部                    | 特殊な意匠登録出願                 |
| 第 1 章                    | 意匠登録出願の分割                 |
| 第 2 章                    | 出願の変更                     |
| 第 3 章                    | 特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例 |
| 第 4 章                    | 補正後の意匠についての新出願            |
| 第 10 部                   | パリ条約による優先権等の主張の手続         |
| 第 11 部                   | <u>国際意匠登録出願</u> （※新設）     |
| 第 1 章                    | ．．．．．                     |
| 第 2 章                    | ．．．．．                     |
| ．                        |                           |
| ．                        |                           |
| ．                        |                           |
| <del>第 11 部</del> 第 12 部 | 審査の進め方                    |
| <del>第 12 部</del> 第 13 部 | その他                       |